

上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及び上天草市「ミューイ」天文台の
管理運営に関する協定書（案）

上天草市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、上天草市龍ヶ岳山頂自然公園（以下「公園」という。）及び上天草市「ミューイ」天文台（以下「天文台」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、公園及び天文台の指定管理者による管理の規定条項である、上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例（平成16年上天草市条例第116号。以下「公園条例」という。）第12条及び上天草市「ミューイ」天文台条例（平成16年上天草市条例第107号。以下「天文台条例」という。）第14条の規定により指定管理者に指定された乙が行う公園及び天文台の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、各公園条例第14条及び天文台条例第15条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1） 公園及び天文台の施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用させる業務
- （2） 野外活動及び天文に関する相談に応じ、指導を行う業務
- （3） 野外活動及び天文の普及振興に必要な業務を行う業務
- （4） 施設等の管理及び運営に関する業務
- （5） 施設等の使用許可に関する業務
- （6） 施設等の利用料金の収受に関する業務
- （7） 施設等の維持及び修繕に関する業務
- （8） その他甲が施設等の管理上必要と認める業務
- （9） 自主事業

2 前項各号に掲げる業務の細目は、「上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及び上天草市「ミューイ」天文台指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別紙1「上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及び上天草市「ミューイ」天文台施設概要書」によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、公園及び天文台が円滑に運営されるよう、次に掲げる関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い、信義に沿って誠実にこれを履行しなければならない。

（1） 公園条例、公園条例施行規則（平成25年3月29日規則第16号）

（2） 天文台条例、天文台条例施行規則（平成16年3月31日規則第87号）

（3） 地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）その他の行政関係法令

（4） 自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）その他の自然公園関係法令

（5） 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他労働関係法令

（6） 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、同法施行令（昭和45年政令第304号）、同法施行規則（昭和46年厚生省令第2号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令

（7） その他

ア 乙は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、上天草市個人情報保護条例（平成17年上天草市条例第4号）第27条第2項の規定に従い、協定に定める安全確保の措置を講じること。

イ 乙は、施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、上天草市行政手続条例（平成16年上天草市条例第16号）第2章の規定を遵守すること。

ウ 指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とする。

エ 乙は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難となった場合は又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（指定の期間）

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（委託料）

第6条 管理業務に対する委託料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	委託料の額
令和9年度	各年度12,197,000円を上限として、対象年度の開始前に対象年度の予算の範囲内で、甲乙協議した上で定めた額
令和10年度	
令和11年度	
令和12年度	
令和13年度	

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の委託料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は委託料を支払う。

3 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（委託料の額の変更）

第7条 委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（リスク分担）

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記1のとおりとする。

- 2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙両者で協議の上リスク分担を決定する。

(事業計画等の提出)

第9条 乙は、各年度の2月末日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理業務に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

- 2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、月毎に次に掲げる事項を翌月10日までに甲に報告するものとする。

- (1) 公園及び天文台の利用者に関する報告書
- (2) 実施した事業の内容及び実績に関する報告書
- (3) 財産及び物品の状況に関する報告書

- 2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 公園及び天文台の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) 財産及び物品の状況に関する報告書
- (5) その他甲が必要と認める事項

- 3 甲は、施設の良い管理状況を確保するため、管理業務の水準を表す適正な指標を設定し、乙は、前2項の事業報告書と合わせ、指標に対する管理業務の進捗状況を甲に提出しなければならない。

- 4 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
 - (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
 - (3) 前2号のほか乙が公園及び天文台の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その3か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 3 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 4 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲、乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(保険契約)

第15条 乙は、甲が指定する期日までに、自己の負担により損害賠償責任の履行の確保のため、保険契約を締結するものとする。

2 乙は、前項の規定による保険契約を締結したときは、保険証券の写しその他の契約の内容を証する書面を、遅滞なく甲に提出するものとする。

3 乙が第1項の保険契約の変更を行ったときは、前項の規定を準用する。

(再委託の禁止)

第16条 乙は、管理業務を他者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、管理運営業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(施設、設備等の使用)

第18条 乙は、管理物件を除く公園及び天文台の施設、設備及び物品を使用するときは、甲の承認を得なければならない。

(重要事項の変更の届出)

第19条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第20条 乙は、公園及び天文台の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(業務の引継ぎ等)

第21条 乙は、指定期間が満了し、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、円滑にかつ支障なく管理業務が継続できるよう、甲又は甲が指定する者に対して、管理業務の引継ぎを行わなければならない。

2 甲が、指定期間の満了等により、新たに指定管理者の募集等を行う場合において、乙は、甲の求めに応じて、乙による指定管理業務の実施状況等に関する情報を提供しなければならない。

(協定の改定)

第22条 公園及び天文台の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第 23 条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 熊本県上天草市

代表者 上天草市長 堀江 隆臣

乙

別記 1

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	管理業務の内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の改正	施設管理又は運営業務に影響を及ぼす法令改正	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令改正		○
税制度の変更	管理業務に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、管理業務の継続に支障が生じた場合又は運営業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。）に伴う、施設、若しくは設備又は市が所有する備品の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（市→指定管理者）によって生じた事由	○	

	経費の支払い遅延（指定管理者→業者） によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（軽微なもの（注））	○	○ (10万円未 満)
	第三者の行為から生じたもので相手方 が特定できないもの	○	○ (10万円未 満)
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったこと により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場 合	○	
運営リスク	景気、社会情勢等の変動による施設利用 収入の減少		○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又 は期間中途における業務を廃止した場 合における事業者の撤収費用		○

（注） 「軽微なもの」とは、ドア類の金属補修、電気機器類の消耗部品等の交換、機器等の修繕等で、1件につき10万円未満のもの。

別記 2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、当該業

務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この協定による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、この協定の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。